

令和 8 年第 2 回玉東町議会臨時会会議録

令和 8 年 7 月 6 日玉東町議会第 2 回臨時会を議場に招集された。

1. 令和 8 年 7 月 6 日午前10時00分招集

2. 令和 8 年 7 月 6 日午前 9 時59分開会

3. 令和 8 年 7 月 6 日午前11時11分散会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 前 田 大 樹	2 番 功 刀 圭 一	3 番 大城戸 廣 澄
4 番 狩 野 勝 次	5 番 坂 村 勇 治	6 番 坂 本 和 也
7 番 林 和 廣	8 番 清 田 高 広	9 番 吉 住 貞 夫
10 番 松 尾 純 久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	前 田 移津行	教 育 長	狩 野 輝 幸
総 務 課 長	清 田 豊	企画財政課長	上 村 健 二
建 設 課 長	清 田 善 雅		
教 育 委 員 会 事 務 局 長	松 永 敏		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高 瀬 伸 一	議会事務局書記	古 賤 美 穂
--------	---------	---------	---------

10. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第42号 工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第43号 指定管理者の指定について

日程第 6 発議第 1 号 令和 8 年度玉東町議会議員所管事務調査について

日程第 7 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

開会 午前9時59分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただいまから、令和8年第2回玉東町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、大城戸廣澄君、4番、狩野勝次君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月6日の1日にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日7月6日の1日に決定しました。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

本日ここに、令和8年第2回玉東町議会臨時会を招集しましたところ、御多忙中にもかかわらず、皆様方の御出席を賜り開会できますことに深く感謝を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第41号及び42号は、工事請負契約の締結についてでございます。

予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべ契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものでございます。

議案第43号は、指定管理者の指定についてでございます。

木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案するものでございます。

以上、簡単ながら議案の要旨について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明いたしますので、十分に御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和8年第2回玉東町議会臨時会提案理由並びに御挨拶といたします。

○議長（松尾純久君） 町長の挨拶及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

日程第3 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） おはようございます。よろしくお願いします。

議案第41号について御提案させていただきます。

工事請負契約の締結について。下記工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和8年7月6日提出、玉東町長。

工事の名称、令和7年8月豪雨災害中央公民館復旧工事。

工事の場所、玉東町大字白木地内。

契約金額、1億9,888万円。

相手方、熊本県玉名市立願寺179番地、岩下建設株式会社代表取締役、坂梨恭子。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由といたしまして、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案いたします。

お手元の資料2枚目に添付しております資料が、本工事の請負仮契約書でございます。去る6月30日に入札を執行し、同日付で仮契約を締結いたしました。

続きまして、工事の概要を御説明いたします。

令和7年8月豪雨災害により中央公民館が床上浸水したため、床、壁、調理設備、電気及び機械設備などの復旧工事を行うものです。

工期につきましては、令和9年2月19日までを予定しております。

以上、御提案いたします。慎重審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 議案第42号について御提案させていただきます。

工事請負契約の締結について。下記工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和8年7月6日提出、玉東町長。

工事の名称、令和7年8月豪雨災害町民体育館復旧工事。

工事の場所、玉東町大字白木地内。

契約金額、1億2,650万円。

相手方、熊本県玉名市中1189番地、株式会社熊野組代表取締役、熊野有郎。

契約の方法、指名競争入札。

提案理由といたしまして、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるため、提案いたします。

お手元の資料2枚目に添付しております資料が、本工事の請負仮契約書でございます。去る6月30日に入札を執行し、同日付で仮契約を締結いたしました。

続いて、工事の概要を御説明いたします。

令和7年8月豪雨により町民体育館が床上浸水したため、床、壁、建具、電気設備などの復旧工事を行うものです。

工期につきましては、令和9年2月19日までを予定しております。

以上、御提案いたします。慎重審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。1億2,000万円ですね。局所の激甚指定災害に伴って、国とかなんとかの補助金の割合、それと、町民グラウンドの横ということで、グラウンドの使用も工事についてされるのか、グラウンドも含めて工事に関わるのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 6番坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、補助割合につきましてですが、公立社会教育施設災害復旧事業が補助の名称になりまして、補助が3分の2になります。補助裏につきまして、災害復旧事業債が充当できることと

なっており、その分につきましては、地方交付税により後ほど元利償還金のほうが基準財政需要額に算入されて、交付税措置されるということになっております。

続きまして、グラウンド使用につきましてですが、今後業者との打合せにより、大型機械等がグラウンドに入ったりする必要がある場合は、そういうのが必要かどうかちょうの確認しながら、必要な場合は一部制限等をかけながら、利用者の方には周知しながら安全な工事に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ということは、町からの持ち出し分は実質的にはゼロというふうなことです。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

一応補助制度の理論上としましては、町の持ち出しが2%弱というふうに理解しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 2%というと大体金額的には幾らとか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

一応町民体育館に申し上げますと、契約金額は1億2,650万円、あと災害査定の際の認められた補助の基本額としましては約1億1,670万円となっておりますので、その2%弱分とこの補助基本額から外れた分につきましては町の持ち出しとなっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 250万円ちょいですかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 申しましたこの補助基本額から外れているのが約1,000万円と補助基本額に認められたうちの約1.7%が理論上でございますので二百数十万円、一千数百万円ぐらいが町の持ち出しかというふうに今理解しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） あれだけの災害の後に1,000万円ぐらいの持ち出しでできたということ本当によかったというふうに思います。私たちも8月に議員の研修で国会に行って、量を述べんといかんもんだけん、きちんとこの辺は知っておきたいと思ひまして質問しました。

それと、大型重機あたりをグラウンドに入れるときは、できるだけ夕方の子供たちのクラブ活動に迷惑にならないようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 指定管理者の指定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第43号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議案第43号について、御提案申し上げます。

議案第43号、指定管理者の指定について。木葉駅前活性化施設の指定管理者を次のとおり指定する。令和8年7月6日提出、玉東町長です。

1、管理を行わせる公の施設の名称、木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このは。

2、指定管理者となる団体、熊本市北区植木町滴水440番地2、株式会社イリエ代表取締役、入江雄二。

3、指定の期間、令和8年7月7日から令和14年3月31日まで。

提案理由を申し上げます。

木葉駅前活性化施設設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要があるため、御提案させていただきます。

資料2枚目を御覧ください。

こちらには、木葉駅前活性化施設指定管理者候補者の選定結果をまとめております。

まず、1ですが、公募及び選定の経過を表にまとめております。

議員の皆様御承知のとおり、木葉駅前活性化施設については、平成31年4月に供用開始となった町の施設でございますが、施設の運営には飲食物の提供や農産物等の物販という業務が含まれるため、当初から町直営ではなく、民間事業者による指定管理による管理運営を行ってまいりました。そして、平成31年度から令和6年度までの6年間は、指定管理者による管理運営となりま

したが、指定管理料がかさむことから、令和7年度からは、指定管理料ゼロ円で管理運営を担うことができる民間事業者等を公募してまいりました。

その経緯については、表にまとめているとおりでございますが、今年5月19日に株式会社イリエからの応募を受け付け、6月16日に開催した木葉駅前活性化施設指定管理者候補者選定委員会で審査された結果を受け、翌6月17日に玉東町として株式会社イリエを指定管理者候補者に決定した次第です。

次の2には、指定管理者候補者の情報を記載しております。

そして、次の3に、指定管理者候補者決定の理由を記載しておりますので、読み上げます。

木葉駅前活性化施設指定管理者候補者選定委員会において、木葉駅前活性化施設指定管理者募集要項に定める方法に基づき審査が行われ、100点満点評価、50点未満は失格において70.8点の評価となったことから、選定委員会が株式会社イリエを選定しました。その選定結果を受け、玉東町として指定管理者候補者を決定した次第です。

最後4番、提案の概要でございます。

こちらは株式会社イリエが指定管理者指定申請書に添付した事業計画書の記載事項を概要としてまとめたものとなりますので、読み上げさせていただきます。

株式会社イリエは、熊本市北区植木町において50年以上にわたり中華料理店まるみを経営してきた実績を有し、長年の現場経験から飲食店運営に精通している。それを強みとし、食を核とした人々の交流と楽しさ、笑顔あふれる駅前空間をつくり出し、玉東町のにぎわいと活力を次世代へつなぐとの方針が示されております。

なお、指定の期間を翌日7月7日からとさせていただいておりますが、これから開業に向けた施設内外の改修や重機の搬入等が予定されているため、開館日は早くも8月1日を目指すこととなっております。

皆様からの御議決をいただき、正式な指定管理者としなければこれらの開業準備に着手できないため、翌日からの指定管理期間とさせていただくものであることを御了承ください。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） まず1つ目は、候補者が何社ぐらいあったのか、2番目に70.8という評価点ですけれども、あと約30点はもう期待空間だと思うんですけれども、町が期待している部分なかった部分をお願いしてやってもらえるのかどうか、あとイリエさんというのは、元玉東町にあったパチンコ店もイリエさんではなかったかと思ひますし、植木で花屋とかフルーツ店をなされているイリエさんとの関係もあるのかをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

3点いただいておりますが、まず1点目の御質問であります、候補者は何社で、応募事業者は何社であったかという御質問に対してですけれども、応募は1社のみでございました。

続きまして、2番ですが、100点満点中の70.8点で100点に満たない分の、その町が期待する部分については応じていただけるかという御質問につきまして、そこについてはこれから協議をしながらいろいろな要望をして、議員の皆様、町民の皆様の御要望にかなうような施設運営を実現していきたいという思いでございます。

それから、3番目の御質問ですが、株式会社イリエさんは、以前玉東町にあったパチンコ店を運営されていたのかとか、植木町にある花屋さんのことかと思いますが、花屋さんの運営をされていらっしゃるのかどうかについては、恐れ入りますが、把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） パチンコ店と花屋さんをやっとするのはいここです。

以上。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） 点数が30点の、一番町が期待していた食というのもう大きな柱だったからいいんだけど、あともう少しというのは何だったのかと、もう一つ、夕方までではいけないと、やはり9時、10時までという期待に対してのこの開業時間というのは、はっきり分かっているのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

70.8点に満たなかった部分で、審査員が5人おまして、その5人の平均点が70.8点だったということなんですけれども、それぞれ審査員のその点数のつけ方には差異がありまして、おおむね飲食に関しては5人の審査員、皆さん不安がないというような評価をされておりましたが、この運営に当たっては貸館事業と青果物等の物販事業というのがございます。それらの貸館であるとか、青果物の物販に関しては若干の不安があるというような評価がなされまして、そういうのもありまして100点には及んでいないのかなというふうに捉えております。それらにつきましても、先ほどの答弁との繰り返しになりますが、協議を進めながら、満足いただける形を目指していきたいとは考えております。

それから、時間について御質問いただきましたが、現時点で時間のほうは朝9時から夜21時まで一応の開館時間ということで進めてまいりますけれども、飲食店の営業時間に関しましては、昼の11時半から夜の20時、夜の8時までの時間を考えているということで伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） それとまるみさんですね、植木の、もう更地になっていますよね。更地にされる前にこの話がもう決まっていたということではないのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 応募をいただいて、審査委員会で決定して、本議会の議決を経て決定ということになりますので、決まっていたということはもちろんございません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君。

○7番（林 和廣君） あそこが更地になったから、経営者の方が年配で後継者がいなかったのかなという簡単な疑問しか持っていなくて、これを見てあらっと思ったもんだから、ちょっと勘ぐったといえそうですけど、ちょっとその辺を。

○議長（松尾純久君） 何、今の質問がよく分からない、もう一回、要項が分かりません、もう一回。

○7番（林 和廣君） 向こうは更地になったからもう玉東町に行けるのかなというあれがあって開店されたのかというのは全然なかったんですよ。ただ、高齢者で後継者がいなくてだったのかなと思っていましたんで、年齢的には何歳ぐらいの方ですか、経営者の方は。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） イリエさんは植木町の商工会長やっておられますけど、77歳かな、私たちよりも、松尾議長と同年ぐらい。

○7番（林 和廣君） じゃあ高齢じゃないですね。分かりました。

○議長（松尾純久君） 7番、林 和廣君の質疑を終わります。

続きまして、5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） もういいです、結構です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） ゆめ・ステーションについては、町もちょっと、私たちもちょっと困っている状況で、決まるということは本当にありがたいことですが、ちょっと確認のため、一応協定書が結ばれる中でいろんなことがあると思いますが、その中での金額等はゼロ円というところでいいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 協定書で指定管理料はゼロ円とするという文言で協定を締結いたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この事業は国の地方創生事業で始まった事業と思いますが、5億円、4億9,000万円ぐらいじゃないかと思います。そのうちの、国の補助金は大体2億円ぐらいだったと思いますが、そういうことで活用で今に至っているんですが、そういう補助金を活用しているということで、業種についての制限はあるんでしょうか、施設の活用についての業種の制限については何か。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

まず、木葉駅前活性化施設については、地方創生の補助金ではなく、国土交通省の社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業という補助事業で事業を行っておりまして、補助基本額ベースで4億9,800万円の事業、そのうち補助がおよそ2分の1の1億9,880万円についている施設でございますが、補助金を受ける際に提出しております事業計画書のほうで青果物の販売等の物販、それから軽食・喫茶機能、それから貸館機能、これらを備えた施設として建設するということで事業計画書を出して補助金の交付を受けておりますので、今申し上げた3つの事業については、次の指定管理者のほうでもやっていただく必要があるということでやっていただくこととなります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それをちょっと確認で、補助金と貴重な町の財源も3億円ぐらい使っている中で、その事業については、最初の計画は、改修をするというほとんど計画で、物産館を計画して、物産館は無理だろうということですと変わってきたんですけど、当初の計画は、一応町民のためにつくって、少しずつ改修するという、そういう計画、構想であったんですけど、今に至っているんですけど、それをある程度回収されるほうに考えれば、いろんな福祉事業とか、いろんなことを、まだ福祉あたりも老人ホーム関係もまだ必要という状況の中で、そういうほうにも少しずつその建物を全体で5億円かかった事業について取り入れられるならということではちょっと聞いたんですけど、そういう制限があるなら仕方ないかということ、我々もその辺はちょっと認識はなかったと、今後またこの後に指定管理者の次の指定管理とかずっとまた起きてきますので、3億円ぐらい町の予算を使っている中で、今からずっと回収していく中で、進むためにはいい条件を見つけないかということではちょっと聞いたんですけど、そういうことで、私たちも、ちょっと議会もこの事業については承認して、執行して、このゆめ・ステーションができたわけで議員として認識をしておりますが、今のこの現状からして、この条件とかこの現状からして、町長は今どういうふうな認識を持っておられますか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 意味が分からないんだけど。

○3番（大城戸廣澄君） この事業は一応5億円かけて事業をしたんですけど、物産館をして、民間に貸して。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。指定管理者の今議案が提出されているんです。指定管理者の問題があるのかどうかの疑義があるなら聞いてください。現状が3億円、5億円の話はこれは別の話であって。

3番、大城戸廣澄君、もう少し質問の趣旨をしっかりと。

○3番（大城戸廣澄君） 指定管理料がゼロ円ということは、今まで町が使った分を回収できないということですね。だから、もう最初の計画からもう金だけ町が使って、指定管理の回収は全くもう計画はなくてももらわないというところで町長はつくられたんですかということで、今ないということで今の現状を町長はどう思っておられますかとお聞きします。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください、分かる範囲で。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 大城戸議員、勘違いはしないでください。指定管理料というのは向こうからもらうんじゃなくて、こっちからやらんならんと、こっちからやらんならんと、それをやらんでいいから、もうもらうわけじゃない。あそこは物すごい木葉駅が消失してから寂れてきた。そのことは分かるかな、寂れてきたのは、駅前商店街があったわけや、魚屋があり、食堂があった。パチンコがあった、自転車置場もあった、床屋もあった、薬屋もあったね。そういうところがなくなってしまった。それで駅前再開発をやったわけ、それで今のよう形になってきたわけ。昔のままでよかったのかということで、その中で開発していき、今度指定管理者というのは、もう指定管理料を払わずに運営をしてもらうということだから、今から町のみんなのために活性化していく。食堂としては8時までぐらいだろうけど、憩いの場としてワインバーとか、カクテルバー、そういう使い方をやってくれということをお願いしたい。9時か9時半、10時ぐらいまで玉東で熊本とか植木にはなかなか行きにくい。しかし、木葉だったら井戸端会議をするのも、婦人会さんあたりがやるのもいいんじゃないかなと、そういう場所を提供していきたいと、そう私は考えておるわけ。

昨日、一昨日か、ボランティア協議会の総会がありましたけど、その中でそういう話をしてまいりました。これから駅前活性化が私がイメージしているようなことができていくんじゃないかなと思っております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長は貴重な町の町民の財源を使って、町の施設を建てて、指定管理料をこちら側がやらんならんとというような、はっきりと言われる、その考え方は考えられないことで、じゃあそういうところがどこにありますかという、当初借手がなかったのも仕方なく500万円指定管理料をつくって、以前貸していたんですけど、結局、場所が国道筋なんかに建物を建てたら家賃は入ってきますよ。だから、大きさとか場所とかが見込み違いということではっきり誰が考えても分かるんですよ。だから、私も議員として一応承認して、私も反省してはいるんですよ、やはり議会が承認して。だから、町の景観とか、道路とか、かなりよくなりました。5億円のうちの多分そういう古い建物や道路とかに半分ぐらいは私はかかったかなと自分で思っております。しかし、あと半分ぐらいはそういう建物とかそういう形で、それで、その半分ぐらいかかったなら、その半分は何十年かけて普通回収することは当たり前でしょう、民間に貸せば、それを今でもこちらからお金を出して民間に貸すのが当たり前というのが町長の口から出ますので、お互いゼロ円だったらよかったねということだと思いますけど、そういうことで今の現状は町長はどう思われますかということをお聞きしたんですよ。それで町長の答えは、見込み違いとか、反省もなく、ゼロ円で貸すことはもう一番いい方法と、そう思っておられるということは分かりましたけど、今後もこの状態で何年続くか分かりませんが、町の予算をつくったなら、ある程度回収できるような気持ちでおらないかと私は思います。

終わります。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番の大城戸議員の質問に答えますけど、とにかく勘違いしないでください。180度変えてもらう。5億円というのはいつ出てきたのかな。企画課長が言うのは4億円だ。いつの間にか5億円とあなたは言うけど4億9,000万円。指定管理料というのはこっちが払わなると、指定管理者を募集するということは指定管理料を決めて払ってやらんならんと。ところが、その指定管理料を払わんで今度はやるわけだ。もらうとじゃなくて、それで、今度、食堂に入ってきた人が、利益が出るようになったら幾分か貸賃をもらえるようになるわけ。しかし、まだやってみな分からんから、今までは指定管理料を払ってあれを運営してもらっていた。天水のu k a r a 館、u k a r a 館じゃない、草枕か、あれは指定管理料を払ってやっとなるわけ、玉名市が指定管理料、天水のときは天水が指定管理を払っている。それを払わんでいいんだから、うまくやってくれと、そうしたら、貸館事業なんかもやっていって、利益が出たら幾ばくかの町に対する返礼をやってくださいと言えるようになるから、そこまでは我慢してやっていかないかん。町がやるということは、体育館、公民館、これを取り戻すことはできない。庁舎も一緒、議会棟も一緒、利益を生む建物じゃない、使うだけ、町がやることはそういうこと。それで、アベニール木葉、あれは町が利益を生む事業でやったわけよ。あの事業とはゆめ・ステーションは違う。サクラハイツ、これもアパート形式だから町が徐々に利益を生んでいくわけ。根本的に物事の考え方を覚えてもらわんとこのことは理解できん。あなたが言うことは全く違う。

○議長（松尾純久君） これで、3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

続きまして、2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 功刀です。この中華料理店まるみを経営してきた実績というところで50年間ありますけれども、これがゆめ・ステーションに来ていただいて、まるみという形で中華料理屋さんとして経営してくれるのか、そこのまるみという言葉が町民に伝えていいのか、それとあと、会議室等のこの管理等もちゃんとしっかりとやられるのかと、駐車場がそもそも、もしもまるみさんが本当に来るのであれば、結構ファンはいるはずなんですよ、かなりの。そうなった場合来られるお客さんというのはかなり来られると思います。でも、あそこにはそば屋さんもあって、そば屋さん駐車場を止められますよね。それで駐車場が実際足りるのか、その問題も一つちょっと心配なところがあって、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

まず、駐車場に関しては、後ろのほうはゆめ・ステーションの駐車場です、全部。今はそば屋さんは便宜的に借りている。それで、まるみが多かったらまるみが優先で、まるみという名前で来るかどうかはまだ、イリエで来るかも分からない。その点は心配はしていない。皆さんに言う場合は、植木のまるみをやっていた人が来るそうだよと言ってもらえば、オープンしたときにスムーズにいくんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしく。

会議室なんかは、まるみがやってくれると思いますけれども、借りた人が、まるみと言うわけにいかんか、借りた人がやってくれると、それがもう人員的に無理だということになれば、企画

のほうで管理運営をやっていくと。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。本当この町長がいいよるふうに、まるみという言葉を実に出したい、こっちは出したいんですよね。町民の皆様にとっては、植木にあった長年中華屋さんをされていたまるみがやめられて、そうしたら、それが玉東町のほうに、ゆめ・ステーションに来ますよと、まるみさんですよと、だから中華屋さんですよというところを本当に伝えたい。伝えたらこれがうそだったといわれると私もちょっと、だからそのところだけをちょっと課長のほうからお聞かせ願えないかなと思って。中華料理屋さんで、まるみさんだから中華料理屋さんをそこで本当に玉東町のゆめ・ステーションにするのか、そこはちょっと本当に確認だけを取っておきたいというところで。

（「名前を出してほしいということやろう」と呼ぶ者あり）

○2番（功刀圭一君） そう、そう、名前を出されるならそれが一番いいんですけれども、名前をまるみで出して、そのゆめ・ステーションで中華屋さんとしてされるのかというところの確認をちょっと最後聞きたいんですけれども、どうなんですか、ここが。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 前は聞いたところによると、中華まるみとして出す予定である。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。分かりました。

○町長（前田移津行君） ちょっと余談ですけど、植木のまるみをやめたのは、従業員がちょっと病気にかかった。それで、希望の運営はできないと、もうやめるつもりだったと、しかし、残りの従業員さんがおるから、その仕事先を探すというようなことで、玉東が募集するもんで玉東に応募された。玉東の規模だったら大丈夫だろうということでもあります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。8月1日がオープンというところだったですか。本当楽しみに私も行きたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。ほかに質疑は。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 1ページの指定管理者の指定期間、これが令和8年7月7日から令和14年3月の31日までということで、この期間の以後契約は今のところ双方の話し合いのほうはどうなっていますか。

それと、今町長がおっしゃった運営上、利益が出るとなればテナント料を頂く。その契約書は取り交わされていますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

2点いただきました。

1点目が指定期間の終了以後はどうなるのかということについてですけれども、それは指定期間が終わる年度に町の中で協議して、方針を固めて決めることになりましたが、原則としては、再

公募、もう一度公募をかけて応募があった事業者を採択していくことになるのではなかろうかと考えております。

2番のテナント料をもらえるか、もらえないかということに関する書面を交わしているかということですが、まだ指定管理者になっておりませんので、株式会社イリエと書面を締結しているものはまだございません。指定管理者の議決をいただいた後、協定書を締結していくこととなりますが、その中にもテナント料をもらうとか、もらわないという文言は今のところは予定をしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 指定管理者の期間がこの期間までということで、この期間内、何年前でまた期間延長を、もし公募の形を取るとなれば、何年前に期間を決めるわけですか、公募の期間。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 令和14年3月31日までの指定の期間となっておりますので、令和13年度中にどうするか方針を固めて公募をしていくのか、公募せずに再指定をするのかということになりますけど、条例であるとか、地方自治法の趣旨に考えてみれば、再度公募をして選定していくということになるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） もしイリエさんがこの期間でもう終わるとなれば、今度またゆめ・ステーションの内装を改装しなくてはいけないわけですよ。中華だから、大変な油が壁とかにつくわけですよ。どこのテナントも新たな店が入るときは、その入った指定管理者が全部中を撤去しての入居になるから、そういった方針はどう考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えますけど、心配されることは分かりますけど、心配を先にしたら何もできない。心配は後ですりゃいい。イリエさんが順調にいつてやりたいと言えばイリエさんをお願いしていかないかん。年齢的なことを考えれば、イリエさんがどうするか分かん。そこで2年ぐらい前に話合いもするかも分かん、イリエさんがやれば。万が一やめて再募集をやらないかんときはそこに応じたやり方をやらないかん。そのときはそのときで考えりゃいい。先に何でも心配しよったら何にもできない。心配は後でいい。これが私の方針だ。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長、心配は後でと言うけど、何でも始める前にはきちんと契約書を取り交わし、何でもきちんと書類上、そろえておかないと、後で後でというと、またこの契約変更が変わっていくわけですよ。せっかく今度補正予算を使って、ゆめ・ステーションを改装したわけだから、その改装費あたりは今後この契約期間内で少しずつは収益から出してもらうような格好で契約を取り交わしたほうが私は一番いいと思います。

私も、今年、入江社長と町長がいつも行かれる植木のスナックでお会いして話をしたんですよ。入江さんも2回はもうゆめ・ステーションを見学に行かれた。けどゆめ・ステーションの換気がちょっとこの状態ではもう中華料理は使えないということで、町に要望して換気システムを改装してもらわないとちょっと入れないという旨は伝えたという話は聞きました、違いますか。じゃあどう入江さんはおっしゃったか、企画課長、教えてください。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 株式会社イリエ代表取締役の入江社長は、確かに応募前に内覧には何回か来られていますけど、換気システムを町のほうで変えてくれという要望は一切受けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、なぜ補正予算まで組んで換気システムを町のほうで変えたんですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 換気システムを変える補正予算は組んでおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 補正予算を組んで200万円の改修費に充てたんじゃないですか。補正予算を組んでいなかったですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） そちらについては当初予算のほうで組んでいるものでございまして、指定管理者が公の施設の機能向上を図るために、指定管理者の負担で施設改修を行う場合に200万円を上限に補助するというものがございまして、その分の200万円の予算を計上しております。なので今後、換気設備の改修が必要であれば、イリエさんがその補助金を使ってそれをされる可能性はあるかもしれませんが、町のほうで実施するものとして組んだ予算ではございません。指定管理者に対する補助金として組んでいる予算でございます。

繰り返しになりますが、換気システムを変えるという話は聞いたことがございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました、じゃあ私のこの補正予算は勘違いでございました。指定管理者に対する補助金200万円ということですね。

また、次の質問になりますけど、指定期間内の先ほど申した契約ですね、町長が言われた、利益が出たら少しずつ町のほうにテナント料として支払ってもらう。そこは町長、契約は今から先、どう交わされるつもりですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野委員の質問に答えます。

それはイリエさんとの話合いです。駅前を大いに利用してください。利用せんと利益も出ませんから。大いに町民の方、また、町外の方々も利用していただければ利益が出ると、その中でイリエさんと話合いをやると、いいですか。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 指定管理者が正式に決まり、契約を交わした時点でそのテナント料を少しずつ払うということは決めるわけですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 今、協定書の案のほうを私のほうでつくっておりますが、その中でそのような文言は入れる予定はありません。約1年間公募を続けてきて応募が得られなかったと、指定管理料ゼロ円では応募が得られなかったというのが厳しい状況の中で、なかなか実際に前に経営しておりました九州総合サービス株式会社を代表企業とした企業体での経営実績、それから1年間は一般社団法人ぷらっとぎよくとうが指定管理者として入りましたが、どちらもなかなか利益を出せない状況を数値で見えてきておりますので、そういうことから飲食店経営だけで時間を限ってするなら利益を出すことはできるのかもしれませんが、貸館事業とか、そういったものというのはなかなか利益を生めない事業もしていただくことになっておりますので、今の協定書の中でそのような利益が出たらテナント料を取れるとかというようなことは、もともとの募集要項にも入れていない中で公募して応募していただいていることから記載は難しいと思います。そういう中で、町長がおっしゃったように、今後、利益が出てきた中で、話合いでそこを変えていくということはあるかもしれませんが、そういう感じで考えているということで申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、ゆめ・ステーションのスペース全部をイリエさんがか借りるわけですか、室内全部を。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 狩野議員のお見込みのとおりでございます。施設管理全体をしていただくことになります、駐車場管理もそうですし、広場の管理もそうですし、周りの植栽の管理もイリエさんの業務ということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあもう入江さんのほうで施設内を全部管理するということは、町民の方が今まであそこを利用していますよね。それがもう一切使えないことになるわけですね。いろんな会合ごとに今利用されているでしょう、あそこのゆめ・ステーションの部屋を。

○議長（松尾純久君） ちょっと待って、全て使えるでしょう、考えてみたら。

○4番（狩野勝次君） けどイリエさんが施設全部を使うわけでしょう。だから、町民の方の施設しては使えないわけでしょう。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

ゆめ・ステーション・この中には多目的ホールと2つの研修室と小会議室がございます。それらの部屋については住民の方が申請をして許可を取られれば、お金を払っていただいて貸室として使用することができます。ただ、現状は指定管理者が不在で、町が直接運営しているわけですが、それは現在、教育委員会が、中央公民館が昨年8月10日未明からの大雨で被災して使えませんので、中央公民館で活動していたオレンジはあとクラブであるとか、寺子屋学習塾・地域未来塾といった活動をゆめ・ステーションで実施しておりまして、現在は町の事業でのみ使える形を取っていますけども、今度は施設に指定管理者が常駐する形になりますので、町内外の一般の方の利用も受け付けていきますので、多目的ホール、研修室、小会議室については町民の方の利用ができるということになります。イリエさんがその部屋を全て飲食店経営で使うということではございません。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） だから、駐車場はどうなるんですか。

○企画財政課長（上村健二君） 駐車場についても、イリエさんの管理で管理をしていくということになりまして、当然にゆめ・ステーションの施設を利用される町民の方が駐車場に止めて施設を利用されるということはもちろん当然当たり前として許可、許可も要りませんが、使っていたいて問題ないということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 功刀議員とかぶりますが、駐車場の台数ですね、あそこの、何台ぐらい実際あるのか。やはりまるみさんが来られれば、非常にネームが売れておりますので、多いというふうに思います。駅前が広場みたいになっておりますですね、あの辺も駐車場に臨機応変にできるようなことも考えておかんと、そば屋さんも多い、まるみさんも来たら非常に多くなると思います。それとあまり多かったら、JAさんの葬儀場あたりも話をつけて、駐車場に、葬儀がないときは借りられるようにしておいたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） ちょっと駐車場の台数を数えてもよろしいですか、すみません、お時間をいただきます。

○議長（松尾純久君） しばらくお待ちください。

企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） お待たせいたしました。6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

駐車場の台数は37台、37区画ございます。駐車場の利用に関しては、指定管理者でありますイリエさんのほうの御判断でという形になりますけども、一応先ほども駐車場に関する御質問をいただいていたのですが、イリエさんとその駐車場の利用について何度かお話をしておりますけども、駐車場は木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このはの利用者のためのものでありますが、駐車場を整備した当初から、近隣商店の経営支援がまちづくりにもつながるという観点から、なくなってしまうかもしれませんが、かとう床屋さんとか、新開商店さんとか、それからそば屋さんとか、とみたやさんなどの短時間利用は認めてきたところでございます。駅利用者の長時間利用については断固排除する運営をしてきましたが、今回、指定管理者候補者である株式会社イリエの入江さんとお話ししましたところ、みんなが発展する方法を探っていきたいということでおっしゃられていまして、直ちにそば屋さんを排除するとか、例えば今も玉東斎場で葬儀があるときに、そういう方々が止めることは町としても黙認といいますか、特にそれを注意するということはしておりませんけども、入江さんのほうもそのお考えには御賛同いただいているものと捉えておりますので、何ら今まで止めたら駄目よとかというような厳しい、駅利用者については排除していただきますけども、短時間のあの辺も使われる方の利用については柔軟に対応いただけるのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 37台ですか、台数的にはいいと思いますが、そば屋さんも非常ににぎわっております。私が危惧するのは、鈴麦に山もみじという、うどん屋さんがありますね。あそこも多くて、セブン-イレブンに止めて、歩道じゃないところを渡っていきよる。非常に店がにぎわい出すと駐車場が一番困るわけですね。だから、その辺をぜひ考えてもらいたい。

そして、入江さんは商工会会長をなさって、夜は植木町の商工会の飲食店をずっと回りながら、非常に熱心で、非常にハートがある方です。先ほど言われましたように、地域、そば屋さんあたりとも一緒になって駅前をにぎわせようというふうな感じを持っている方というふうに私は思いますので、ぜひ、足らんことになったら町のほうでも前の広場あたりも駐車場にするような、車椅子の方とか、障害者マークの駐車場とか、そういったやつをぜひ臨機応変に持っていくようにお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えますけど、前の空きスペースは駐車場には絶対しない。あの空間があるから駅前がいいんです。あれを駐車場にしたら圧迫感が出る。せっかくなので駅前の空間をつくったんだから、あれを使うことはない。はっきりしておく。

それから、JAの葬祭場、あれに関しては、農協と多いときは話合いをやって、事前に話合いをやって、多いときは利用させてくれとその話はしていくと。

以上。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 町長はそういうふうに言われましたが、民間業者というのは非常にシビアですので、相手方からそういう要望があるかもしれませんので、そこだけは私は言っておきます。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 発議第 1 号 令和 8 年度玉東町議会議員所管事務調査研修について

○議長（松尾純久君） 日程第 6、発議第 1 号、令和 8 年度玉東町議会議員所管事務調査研修についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5 君、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） それでは、発議第 1 号、令和 8 年度玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について。上記の議案を別紙のとおり玉東町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。令和 8 年 7 月 6 日提出。提出者、玉東町議会議員、坂村勇治。賛成者、玉東町議会議員、吉住貞夫。玉東町議会議長、松尾純久様。

2 枚目を開けてください。

令和 8 年度、玉東町議会議員所管事務調査研修の実施について。

令和 8 年度玉東町議会常任委員会、総務・経済・建設、厚生・文教・税務の所管事務について調査、視察研修のため、次のとおり実施するものとする。

記、1、調査研修の目的、国会を訪問し、昨年 8 月の豪雨災害による災害復旧事業の報告及び今後の河川改修等の早期着工を要望するため、熊本県選出議員へ陳情を行う。また、タブレット端末の導入や住民との意見交換会など、議会改革を進めている先進地を視察し、今後の議会運営の効率化や開かれた議会に取り組む。

2、調査研修地、東京都千代田区永田町、国会、山梨県鳴沢村。

3、調査期日、令和8年8月24日から26日まで。

4、派遣議員、各常任委員会所属の委員。

ただし、調査研修地、期日については、天災地変などやむを得ない場合は変更することができる。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第7、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務・経済・建設常任委員会委員長、厚生・文教・税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出があります。

お諮りします。それぞれ閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程の全てを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和8年第2回玉東町議会臨時会を閉会します。

起立。お疲れさまでした。

閉会 午前11時11分